

教第85号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の件

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表を次のように改め、同条第2項を削る。

部	課	係
総務部	総務課	総務係 経理係 調整係 企画調査係
	地域連携推進課	社会教育係 地域教育係
	教職員課	福利係 人事係
	学校経営支援課	運営係 学事計画係
	学校環境整備課	管理係 計画係 調整係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
学校教育部	学校教育課	事務係 学校指導係
	特別支援教育課	振興係 推進係
	健康教育課	学校保健係 給食指導係
スポーツ体育部	スポーツ体育課	市民スポーツ係 学校体育係

第5条第1項中「生涯学習課」を「地域連携推進課」に改める。

第8条第1項第7号中「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」の次に「一般財団法人神戸市学校給食会」を加える。

第15条及び第16条を削り、第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第1

2条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

第13条 文化財課文化財保護活用係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 文化財に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関する事。
- (3) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の保護及び調査に関する事。
- (4) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の普及啓発に関する事。
- (5) 文化環境保存区域の保存育成に関する事。
- (6) 伝統的建造物群保存地区の保存整備に関する事。
- (7) 文化財関連施設の整備に関する事。
- (8) 神戸市文化財保護審議会に関する事。

2 文化財課埋蔵文化財係は、次の事務を分掌する。

- (1) 埋蔵文化財の保護に関する事。
- (2) 埋蔵文化財に係る指導及び相談に関する事。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報収集及び統計に関する事。
- (4) 埋蔵文化財に係る事務の連絡調整に関する事。
- (5) 埋蔵文化財の調査に関する事。
- (6) 埋蔵文化財センターに関する事。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

第9条 地域連携推進課社会教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関する事。
- (2) 社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関する事。
- (3) 社会教育委員に関する事。
- (4) 生涯学習の振興に関する事。
- (5) 婦人教育、高齢者教育その他の成人教育に関する事。
- (6) 婦人団体、PTAその他の社会教育関係団体に関する事。
- (7) 博物館又は博物館相当施設の登録及び指定に関する事。
- (8) 生涯学習支援センターに関する事。
- (9) 婦人会館に関する事。
- (10) 青少年科学館に関する事。

(11) 博物館，中央図書館との連絡及び調整に関すること。

2 地域連携推進課地域教育係は，次の事務を分掌する。

- (1) 地域における人権教育の諸施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 家庭教育に関すること。
- (3) 学校施設開放に関すること。
- (4) 地域における生涯学習に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 地域の社会教育諸施設との連携に関すること。
- (7) 教育・地域連携センターに関すること。

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

類別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	総合教育センター	所長，副所長，係長
		博物館	館長，副館長，事務局長，課長，係長
		中央図書館	館長，課長，係長
第2類	総務部	公民館	館長，副館長
	博物館	小磯記念美術館	館長，副館長，事務室長，係長
第3類	小磯記念美術館	神戸ゆかりの美術館	館長，事務長
第4類	学校教育課	神出自然教育園	園長
		青少年補導センター	所長
	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長
		垂水学校給食共同調理場	場長

第3条第3号を削り，第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同条の前に次の1号を加える。

- (1) 総合教育センター
管理係
教科指導係
学校図書係

研修係

第6条第1項中「又は当該教育機関の長が欠けたときは、当該教育機関の」の次に「副所長,」を加える。

別表1-1を次のように改める。

1-1 総合教育センター

管理係

- (1) 総合教育センターに属する庶務に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。
- (3) 教育研究団体への補助金の交付に関すること。
- (4) 児童及び生徒の教育相談に関すること。
- (5) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
- (6) 教員の資質向上に関すること。
- (7) 教科書の展示及び研究に関すること。
- (8) 視聴覚センターに関すること。
- (9) 幼児教育センターに関すること。
- (10) 障害児教育センターに関すること。

教科指導係

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。(学校教育課の所管に属するものを除く。)
- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (3) 学校教員の指導力向上に関すること。

学校図書係

- (1) 子供読書活動の推進に関すること。

研修係

- (1) 教育に関する情報の収集、作成及び提供に関すること。
- (2) 教員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。
- (4) 教員の研究助成に関すること。

(神戸市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会公印規則(昭和42年7月教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「生涯学習課長」を「地域連携推進課長」に改める。

(神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(平成9年7月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第60条中「社会教育部」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

教育委員会事務局及び教育機関の職制を改正するに当たり、規則を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市教育委員会事務局組織規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、次のとおりとする。

部	課	係
総務部	略	略
	_____	_____
	略	略
	略	略
	略	略
	_____	_____
略	略	略
社会教育部	生涯学習課	社会教育係 地域教育係
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
_____	スポーツ体育課	略

2 次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる課内室を置き、当該課内室は、同表の右欄に掲げる事務を分掌する。

課	課内室	事務
スポーツ体育課	国際スポーツ室	国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関すること。

第5条 生涯学習課に社会教育主事を置く。

2 略

第8条 総務課総務係は、次の事務を分掌する。

(1)～(6) 略

(7) 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会 _____との連絡及び調整に関すること。

(改 正 案)

部	課	略
総務部	略	略
	地域連携推進課	社会教育係 地域教育係
	略	略
	略	略
	略	略
	文化財課	文化財保護活用係 埋蔵文化財係
略	略	略
_____	_____	_____
_____	_____	_____
スポーツ体育部	スポーツ体育課	略

第5条 地域連携推進課

2 略

_____, 一般財団法人神戸市学校給食会

(8) 略
2～4 略

第9条 教職員課福利係は、次の事務を分掌する。
略
2 教職員課人事係は、次の事務を分掌する。
略

第10条 学校経営支援課運営係は、次の事務を分掌する。
略
2 学校経営支援課学事計画係は、次の事務を分掌する。
略

第11条 学校環境整備課管理係は、次の事務(特別支援教育課の所管に属するものを除く。)を分掌する。
略
2 学校環境整備課計画係は、次の事務(特別支援教育課の所管に属するものを除く。)を分掌する。
略
3 学校環境整備課調整係は、次の事務を分掌する。
略

第9条 地域連携推進課社会教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 部及び課に属する庶務に関すること。
- (2) 社会教育に関する諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (3) 社会教育委員に関すること。
- (4) 生涯学習の振興に関すること。
- (5) 婦人教育，高齢者教育その他の成人教育に関すること。
- (6) 婦人団体，PTAその他の社会教育関係団体に関すること。
- (7) 博物館又は博物館相当施設の登録・指定に関すること。
- (8) 生涯学習支援センターに関すること。
- (9) 婦人会館に関すること。
- (10) 青少年科学館に関すること。
- (11) 博物館，中央図書館との連絡及び調整に関すること。

2 地域連携推進課地域教育係は、次の事務を分掌する。

- (1) 地域における人権教育の諸施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 家庭教育に関すること。
- (3) 学校施設開放に関すること。
- (4) 地域における生涯学習に関すること。
- (5) 公民館に関すること。
- (6) 地域の社会教育諸施設との連携に関すること。
- (7) 教育・地域連携センターに関すること。

第10条 教職員課福利係は、次の事務を分掌する。
略
2 教職員課人事係は、次の事務を分掌する。
略

第11条 学校経営支援課運営係は、次の事務を分掌する。
略
2 学校経営支援課学事計画係は、次の事務を分掌する。
略

第12条 学校環境整備課管理係は、次の事務(特別支援教育課の所管に属するものを除く。)を分掌する。
略
2 学校環境整備課計画係は、次の事務(特別支援教育課の所管に属するものを除く。)を分掌する。
略
3 学校環境整備課調整係は、次の事務を分掌する。
略

第13条 文化財課文化財保護活用係は、次の事務を分掌する。

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 文化財に関する諸施策の企画，調査研究及び連絡調整に関すること。
- (3) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の保護及び調査に関すること。
- (4) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の普及啓発に関すること。
- (5) 文化環境保存区域の保存育成に関すること。
- (6) 伝統的建造物群保存地区の保存整備に関すること。

第12条 学校教育課事務係は、次の事務を分掌する。

略

2 学校教育課学校指導係は、次の事務を分掌する。

略

第13条 特別支援教育課振興係は、次の事務を分掌する。

略

2 特別支援教育課推進係は、次の事務（学校環境整備課の所管に属するものを除く）。
を分掌する。

第14条 健康教育課学校保健係は、次の事務を分掌する。

略

2 健康教育課給食指導係は、次の事務を分掌する。

略

第15条 生涯学習課社会教育係は、次の事務を分掌する。

略

2 生涯学習課地域教育係は、次の事務を分掌する。

第16条 文化財課文化財保護活用係は、次の事務を分掌する。

略

2 文化財課埋蔵文化財係は、次の事務を分掌する。

(7) 文化財関連施設の整備に関すること。

(8) 神戸市文化財保護審議会に関すること。

2 文化財課埋蔵文化財係は、次の事務を分掌する。

(1) 埋蔵文化財の保護に関すること。

(2) 埋蔵文化財に係る指導及び相談に関すること。

(3) 埋蔵文化財に関する情報収集及び統計に関すること。

(4) 埋蔵文化財に係る事務の連絡調整に関すること。

(5) 埋蔵文化財の調査に関すること。

(6) 埋蔵文化財センターに関すること。

第14条 学校教育課事務係は、次の事務を分掌する。

略

2 学校教育課学校指導係は、次の事務を分掌する。

略

第15条 特別支援教育課振興係は、次の事務を分掌する。

略

2 特別支援教育課推進係は、次の事務（学校環境整備課の所管に属するものを除く）。
を分掌する。

第16条 健康教育課学校保健係は、次の事務を分掌する。

略

2 健康教育課給食指導係は、次の事務を分掌する。

略

教育機関の組織に関する規則 ぬきがき

(現 行)

(教育機関の分類・職制)

第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。

種別	所管	教育機関	職制
第1類	事務局	_____	_____
		略	略
		略	略
第2類	学校教育部	総合教育センター	所長, 副所長, 係長
	社会教育部	略	略
	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

2, 3 略

第3条 次の教育機関に次のとおり課, 室及び係を置き, それぞれ課に課長を, 室に室長を, 係に係長を置く。

(1) 博物館

略

(2) 中央図書館

略

(3) 総合教育センター

管理係

教科指導係

研修係

第6条 第1類教育機関の長に事故があるとき, 又は当該教育機関の長が欠けたときは, 当該教育機関の_____副館長, 事務局長, 課長又は担当課長が, その所掌事務について職務を代行又は代理する。

(____は, 改正部分を示す。)

(改正後)

		総合教育センター	所長, 副所長, 係長
	_____	_____	_____
	総務部		

(1) 総合教育センター

管理係

教科指導係

学校図書係

研修係

(2) 博物館

略

(3) 中央図書館

略

副所長, _____

2～4 略

別表（第7条関係）

1-1 総合教育センター
管理係 略
教科指導係 略

研修係 略

1-2 略

学校図書係

(1)子供読書活動の推進に関すること。

神戸市教育委員会公印規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 後)

附則別表

公の施設	公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	管守責任者	用途
神戸市立 青少年科 学館	神戸市教育 委員会教育 長印	略	略	略	<u>生涯学 習課長</u>	略
神戸市生 涯学習支 援センタ ー	神戸市教育 委員会教育 長印	略	略	略	<u>生涯学 習課長</u>	略

公の施設	公印の名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	管守責任者	用途
神戸市立 青少年科 学館	神戸市教育 委員会教育 長印	略	略	略	<u>地域連 携推進 課長</u>	略
神戸市生 涯学習支 援センタ ー	神戸市教育 委員会教育 長印	略	略	略	<u>地域連 携推進 課長</u>	略

(参考 4)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 ぬきがき

(現 行)

(改 正 後)

(____は、改正部分を示す。)

(庶務)

第60条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部において処理する。

(庶務)

第60条 審議会の庶務は、教育委員会事務局_____において処理する。